

NPO 特定非営利活動法人
介護賃貸住宅NPOセンター

〒810-0055 福岡県福岡市中央区黒門8-2

[TEL] 092-725-3000

[FAX] 092-725-3018

[URL] <https://www.koureichintai.jp/>

[Email] info@koureichintai.jp

初版発行：2024年7月 | 更新：2025年8月



NPO 特定非営利活動法人
介護賃貸住宅NPOセンター

介護賃貸住宅 NPOセンターの 居住支援について

〔 目 次 〕

ごあいさつ	P03
介護賃貸住宅NPOセンターの概要	P04
1. 高齢者入居に対するハードルを下げる	P05
2. 入居までの流れ	P06
3. 審査基準	P07
4. 面接時のポイント	P08
5. 支援不可となるケース	P13
6. 入居前の支援	P14
7. 入居契約	P15
8. NPOセンターの支援体制	P16
9. 入居後の支援	P17
10. 退去の支援	P18
11. 死後事務について	P19
12. メディア掲載・講演実績	P21
調査表Ⅰ（別紙）	P23
調査表Ⅱ（別紙）	P24



ごあいさつ

特定非営利活動法人介護賃貸住宅NPOセンターの設立は、入居にお困りの高齢者の方と空室に困っているオーナーの間を取り持つ事から誕生しました。内閣府が公表した「令和5年版高齢社会白書」によれば、2024年10月時点の総人口は1億2,380万24人で、そのうち65歳以上の人口が3,625万人と、高齢化率は29.3%に上り総人口の1/4以上を占めています。この状況が続けば、2030年には総人口の約3割を高齢者が占め、単身高齢者世帯は約900万世帯に迫ることが予測されています。高齢者の方は、賃貸住宅への入居はハードルが高いのが実状です。一方、空室を抱えるオーナーは、借りてほしいけれど高齢者のひとり暮らしは少し不安だという思いがあります。こうした入居者やオーナーのお困りを解決するため、当NPOセンターでは入居する方の生活をサポートする事を条件にNPOセンターがオーナーからお部屋を借り上げ、入居を希望する高齢者の方に転貸しています。

高齢者の方が賃貸住宅に入居する事で起こりうる様々な問題（経済的問題、身心の劣化問題、孤独死問題、死後事務問題）について当NPOセンターがサポートするシステムで、借りる方も貸す方も安心して暮らせるという支援組織です。「高齢者の方が一人でも安心して暮らせるように」まずはその“住まい”、さらに行政や医療機関、介護などに携わる地域の皆様とコミュニケーションを図りながら、安定した生活ができるようにお役に立てたらという思いで活動を続けております。



理事長 三好 京子

介護賃貸住宅NPOセンターの概要

法 人 名	特定非営利活動法人 介護賃貸住宅NPOセンター
所 在 地	福岡県福岡市中央区黒門8番2号
理 事 長	三好 京子
設 立 年 月 日	2001年3月6日
NPO登録番号	12生文第2号の52
会社法人等番号	2900-05-003180
目 的	一般市民に対して、介護ケア付き高齢者住宅に関する相談やセミナー及び研修会に関する事業を行い、もっと住みよい安心できるまちづくりに寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	(1)保険、医療または福祉の増進を図る活動。 (2)まちづくりの推進を図る活動
事 業	(1)介護ケア付き高齢者賃貸住宅に関する電話相談 (2)介護ケア付き高齢者賃貸住宅に関するセミナーや研修会 (3)介護ケア付き高齢者賃貸住宅に関する情報の収集や提供及び調査研究 (4)高齢者・介護認定者・障害者・ホームレス者等に対する生活支援住宅及び一般民間住宅への入居支援事業 (5)前各号の事業に関する出版及び広報

1 高齢者入居に対するハードルを下げる

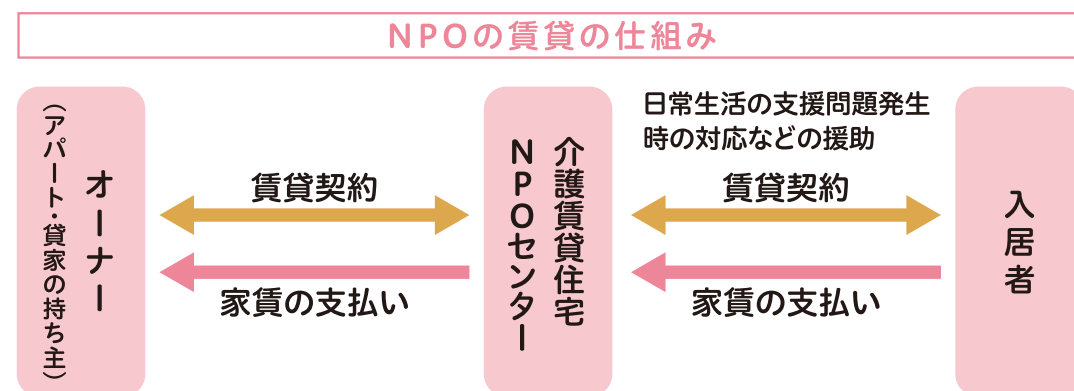
高齢者の入居は、経済的要因や加齢による心身の不安、連帯保証人や身元引受人の確保等、オーナーや不動産会社にとっての不安要素は少なくありません。

高齢者等に関する不安要素

- ▶ ① 家賃滞納があった場合、誰が責任を取るのか(経済的問題)。
- ▶ ② 身元引受人がいないと高齢者・障害者特有の行動様式に対応できない(問題行動)。
- ▶ ③ 部屋で亡くなり発見が遅くなるなどの不安(孤独死問題)。
- ▶ ④ 死亡後、誰が遺体を引き取り残置物の整理をするのか(死後事務処理問題)。

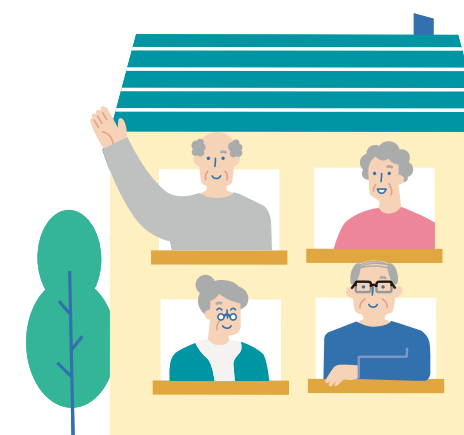
<オーナーの不安要素を解消>

オーナーの不安要素を解消するため、(特非)介護賃貸住宅NPOセンター(以下NPOセンター)がオーナーと賃貸借契約を結び、入居者に転貸する仕組みを取り入れています。



- ▶ ① 家賃滞納はNPOセンターとオーナーとの契約のため発生しない。
- ▶ ② 行動に問題があればNPOセンターが対応し、
場合によっては施設等への転居を支援。
- ▶ ③ 適宜訪問と乳製品の宅配(毎週)や見守りセンサー設置で
安否確認を行い孤独死リスクの低減をはかる。
- ▶ ④ 親族と連絡がとれない場合でも、
NPOセンターが責任をもって残置物の処理等の死後事務を行う。

2 入居までの流れ



3 審査基準

入居者の審査基準は、NPOセンターの活動趣旨にご理解いただき、信頼関係が築けるか否かがポイントになります。過去に滞納がある方や、周辺住民に迷惑をかける可能性のある方については、事前の調査でお断りする場合があります。入居支援の対象は、以下の条件を満たす方となります。

- ▶ 自立した生活ができる方
- ▶ 認知症と診断されていない方
- ▶ 共同生活に支障がない方
- ▶ 薬物中毒、アルコール依存症と診断されていない方
- ▶ 家賃滞納歴のない方
- ▶ 暴力行為の前歴のない方



「自立した生活ができる方」といっても、どのような状況であれば賃貸住宅での居住が可能か、本人の意思をどこまで尊重すべきかそのケースは多様です。行政機関や医療機関からの紹介の場合は、担当者や主治医、相談員（社会福祉士など）からの情報収集が重要となります。ご本人やそのご家族からの依頼の場合においても、十分な聞き取りを行うことはもちろんのこと、かかりつけの医療機関や地域包括支援センター等に情報収集を行います。また、相談者が調査表を書きたがらなかったり、情報収集に協力的ではない場合は、何らかの事情があるとみて慎重に審査を行います。

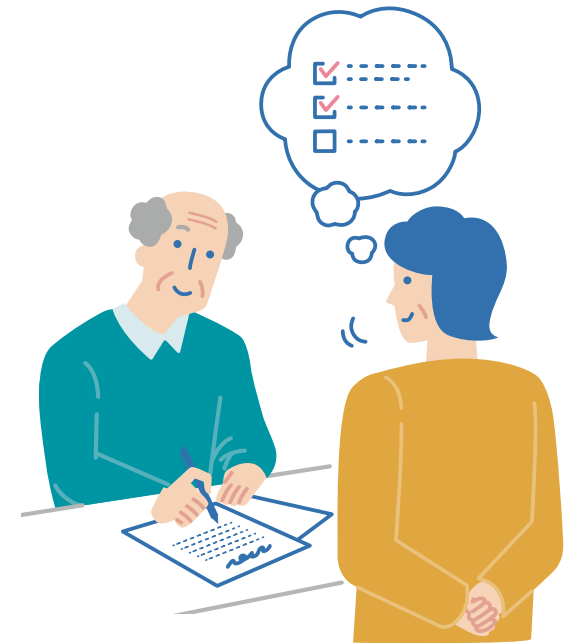
4 面接時のポイント

調査表Ⅰ・Ⅱ（別紙）に基づいて面接をします。

1.「調査表Ⅰ」の主なポイント

● 申込人欄

氏名・生年月日・住所・収入源等の記入欄です。病気が原因でうまく文字を書けない方もおられるので、ご本人に記入してもらうことで「手指の機能の衰えはないか」や「文字を書く能力の程度」についても確認します。



● 身元引受人欄

本人が入院して手術する際の同意書への押印、グループホームへ転居するときの身元引受人、死亡時の遺体引き取り、残置物整理時の相続人の承諾等、NPOセンターが法律行為の当事者になることが出来ない事柄があります。身元引受人が親族であれば上記の事象発生時に連絡を取って最善の対応ができます。身元引受人には、緊急時の連絡先として記入して頂き、金銭面では迷惑をかけないことをお約束して、引き受けていただいています。



2.「調査表Ⅱ」の主なポイント

● 経済面の状況確認

収入面も含め生活状況を確認し、予算の見込みを立てていきます。生活保護受給者（注1）であれば各市町村で支給額は決まっていますが、障害者認定を受けている場合は加算されているケースもあります。

（注1）さまざまな事情から生活に困窮した時に、生活を援助する仕組みとして生活保護制度があります。

この制度は、生活にお困りの人に対し、その困っている状況や程度に応じて、健康で文化的な生活ができるよう、また、一日でも早く自分自身の力で生活できるよう、お手伝いすることを目的としています。生活保護の申請は国民の権利です。生活に困っているときは、能力に応じて働くよう努力し、資産を生活の維持に活用し、受けられる範囲内で民法上の扶養（援助）を受けることなどを前提に、誰もが受けることができます。（福岡市ホームページより）

保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、葬祭扶助など8種類の扶助があります。住宅扶助を例にとると、福岡市では単身世帯で月額36,000円が上限として支給されます。生活扶助も含めて支給額は各自治体で異なります。原則として、生活保護受給者は賃貸住宅を借りるときは、生活保護担当課から住宅扶助の限度内で借りるよう指導されますので、上限を超えない物件を探します。



● 借金の有無

借金がある場合は、その内容によって支援可否に大きく影響します。

借金の返済が厳しいので、安いアパートに住替えたい

転居費用も無いケースがほとんどです。サラ金やミ金からの借り入れならば、金利の引き直しにより返済額の見直しや過払いとなっている可能性もあります。日本司法支援センター「法テラス」の紹介等、行政に相談するように勧められています。借金の取立てが厳しいと、他の入居者や周りの住民の方々にも迷惑がかかるケースもあるので、慎重に聞き取りをしています。



法テラスとは？

「法テラス」は正式名称を「日本司法支援センター」といいます。愛称として「法テラス」と呼んでいます。平成18年に国が設立した公的な法人で、総合法律支援法に基づき、主に次のような業務を行っています。

（相談窓口・法制度の案内～情報提供業務）

「借金」、「離婚」、「相続」などの法的トラブルを抱え、「どこに相談すればよいかわからない」という場合に、全国各地の行政機関や弁護士会・司法書士会といった法律関係機関などの相談窓口の中から、相談内容やお住まいの地域に適した相談窓口を案内しています。

また、裁判手続き・行政手続きのほか、各種機関が実施している様々な支援制度に関する情報をご案内しています。

※上記の情報をご案内するのは法テラスの専門スタッフです。弁護士・司法書士による個別の法律相談とは異なります。

● 健康状態の確認

過去に入院したことはありますか

病歴の確認は重要です。ケガ等は完治していても後遺症が残っていないか、内臓の病気では再発等の見守りをしていく上でとても重要な情報になります。病院名も把握しています。

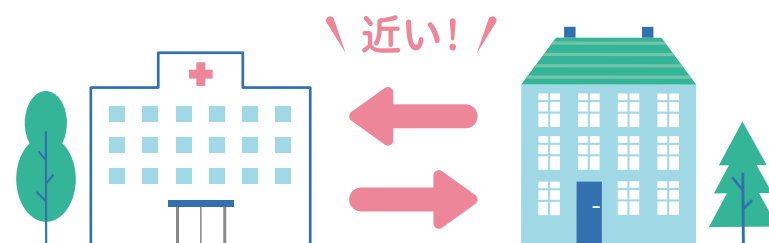


心の病はありますか

本人から聞き出せない場合でも、入院歴やかかりつけの病院から判断できることもあります。知的障害も含め、病院関係者等と協議や相談を行った上で判断しています。

現在治療中の病気はありますか

なんらかの病気を持っている方がほとんどです。住居を決定するにあたり、住み慣れたところの近辺で、かかりつけの病院に通いやすいところを探します。



● 趣味・嗜好品の確認

アルコール、たばこ、ギャンブル

すべて程度問題ですが、過去の入居者でタバコの不始末と思われる火災で焼死したケースがありました。面談のためにお宅を訪問する時には、部屋の中を注意深く観察しています。灰皿から吸殻があふれていて、酒ビンがころがっているようでしたら支援不可としています。来客とわかっていながら整理できない方にアパートをお貸しするのはリスクが高いと判断し、他の施設等に尋ねていただくよう促しています。



● 自立性の確認

介護認定や障害者認定は自立度の目安となり、住宅改修の準備のためにも大事な確認事項です。入居時に支援可能と判断する目安は、ケースにもよりますが要支援1、2までとしています。



《参考》介護認定での要介護度(要支援1、2 要介護1~5)の目安

【要支援1、2】起き上がり、歩行等の基本動作はほぼ単独で可能だが、家事、服薬等の日常動作で支援がいる。
 【要介護1】食事排泄は単独で可能だが、金銭管理や家事など日常の能力が低下し、部分的な支援が必要。
 【要介護2】要介護1に加え、歩行等の日常動作に部分的に介護を要する。認知症では理解力低下が表面化。
 【非該当】日常生活で特に問題がない状態、要支援1に至らない。

5 支援不可となるケース

1.住宅が確保できれば、その他の支援は必要ないという方

2.病気や障害でコミュニケーションがとれない方

病気や障害により会話が充分に通じない等、コミュニケーションがとれない場合、専門家のサポートがあり、NPOセンターとして責任が持てる場合以外は支援をお断りしています。



3.身体状況や精神状態から常時見守りが必要な方

ヘルパーの介助を受けたら自立可能な方もいらっしゃいますが、食事付きの施設の方が安心できるとご本人の納得が得られれば、有料老人ホームやケアハウスの空き状況等を調べてお勧めします。また、ひとり暮らしを希望している場合は、医師やソーシャルワーカー（病院の相談員）、ケアマネジャーの意見を聞き、ひとり暮らしをする上で必要な条件（部屋の内外の段差解消、手すり取り付けの必要性の有無、訪問診療、訪問介護の内容など）を検討します。不安要素が多い場合は支援をお断りしています。

4.借金の整理ができていない方（但し、法テラス利用の意思があれば支援可）

5.認知症が疑われる方（施設を紹介）

6.共同住宅での生活が難しい方

6 入居前の支援

1.相談者の心身の状況や希望を確認し、条件に合う賃貸物件を探します

NPOセンターに来られる相談者の要望の多くは下記になります。

- ▶ 経済的に苦しく、なるべく安いアパートを探したい。
- ▶ 現在、住んでいるところの近くで探したい。
- ▶ 持病があり、かかりつけの病院に通院しやすいところが良い。
- ▶ 高齢で足腰が弱っていたり病気の後遺症から1階もしくはエレベーターのある物件が良い。
- ▶ 日照、通風の良いところが良い。
- ▶ 保証人がいない。親族はいても何年も音信がない、関わりたくないと言われている。友人、知人も高齢者のため保証人不要の物件が良い。

「気がすすまなかったが、NPOセンターに勧められて仕方なく入居した」と、後々トラブルになるケースがあるため、ご本人が入居したい物件が無い場合は、無理に勧めずお断りする場合があります。

2.賃貸住宅への入居が難しい場合は、グループホームや有料老人ホーム等を紹介します

3.経済的に困窮している場合は、生活自立支援センター、もしくは生活保護の受給申請をサポートします

支援者のほとんどは、年金のみ、年金+生活保護、もしくは生活保護で生活している方です。経済的余裕のある方や、年金でも子と同居できる方、子や親族に十分な保証能力のある方は、有料老人ホームや高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅をご自身やご家族で探すことができる場合が多いため、詳しいお話を伺った上で不動産会社を紹介しています。

実際に、NPOセンターで入居する方と、不動産会社で入居する方の割合は半々です。

4.医療関係者や介護関係者と介護保険による住宅改修の必要性等を協議します

7 入居契約

契約自体はNPOセンターがオーナーと入居希望者の間に入り、転貸借します。
オーナーとNPOセンターの賃貸借契約は転借人の入居期間のみで、転借人の退去時には解約します。

1.入居者の不安を解消

- ▶ 定期訪問(原則月1回以上)、乳製品配達員(毎週)による宅配時のお声かけや、見守りセンサーによる安否確認。
- ▶ 日常の様々なお困りごとNPOセンターで対応してもらえる。
- ▶ 健康状態を把握してくれているので安心。
- ▶ 行政サービスの知識や手続きを熟知しているので安心。

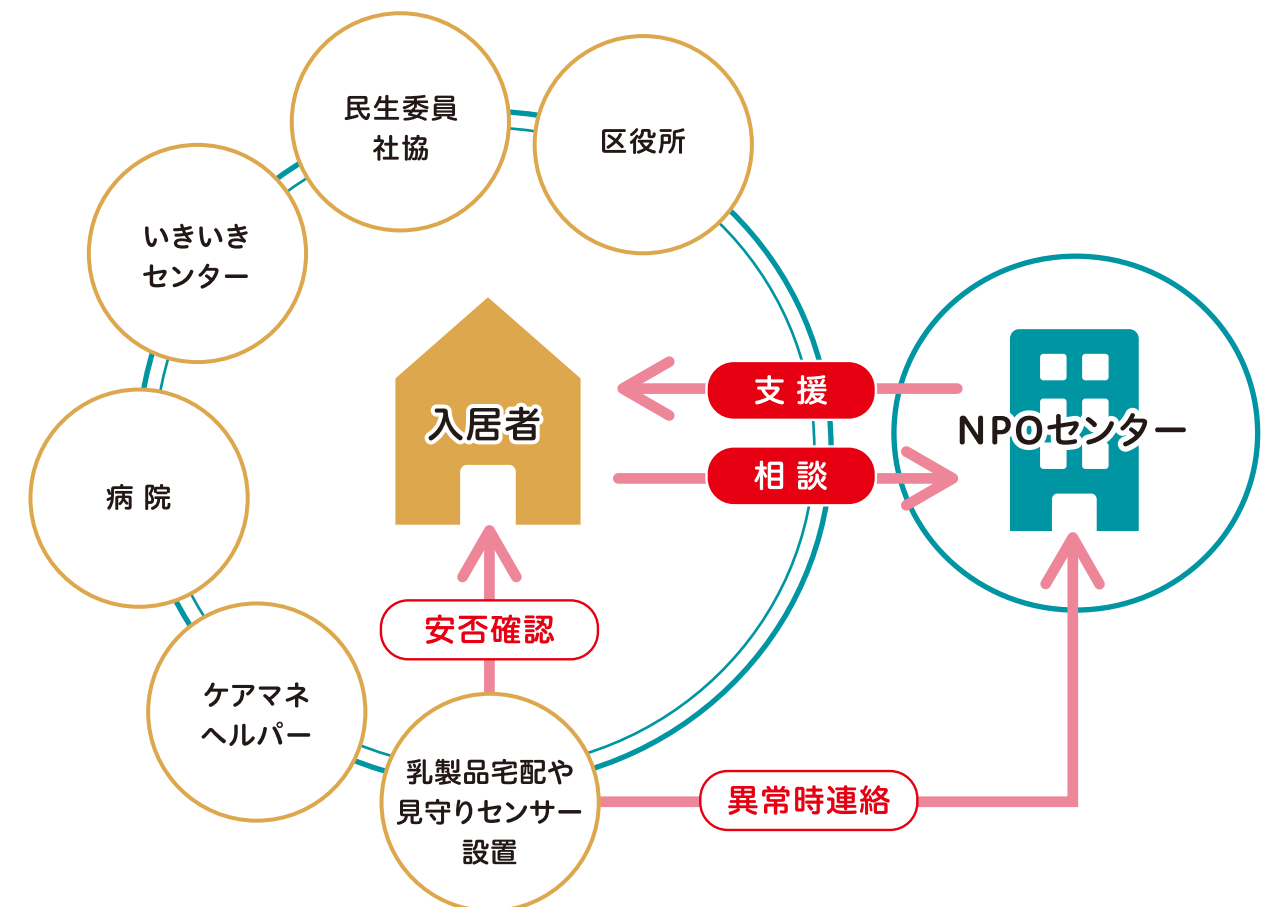


2.オーナーの不安を解消

- ▶ 家賃滞納はNPOセンターとオーナーとの賃貸借契約のため発生しません。
- ▶ 支援者に問題行動があればNPOセンターが対応し、場合によっては施設等への転居を支援します。
- ▶ 訪問での生活相談(原則月1回以上)と、乳製品の宅配(毎週)による声かけなどで、安否確認を行い孤独死リスクの低減をはかります。
- ▶ 支援者がお亡くなりになった場合、親族に連絡が取れなくてもNPOセンターが責任をもって残置物の処理等の死後事務を行います。



8 NPOセンターの支援体制



《関係する機関》

- ▶ 区役所(生活保護課・高齢福祉課 他)
- ▶ 地域包括支援センター、ケアマネジャー
- ▶ 民生委員
- ▶ 障害者基幹相談支援センター
- ▶ 医療機関(受診、入退院、訪問看護、訪問歯科)
- ▶ 介護事業者
- ▶ 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業等)
- ▶ 安全センター(緊急通報装置)

9 入居後の支援

- ① 日常の安否確認は、NPOセンターの負担で毎週の乳製品の配布や見守りセンサーの設置による安否確認を行います。異常があれば、NPOセンターが解錠して安否を確認します。状況によっては警察に立ち会いを求めることもあります。
- ② 訪問により、生活状況の変化や判断能力の低下の有無を確認し、金銭管理に不安があれば地域生活自立支援事業の利用を検討します。
- ③ 身寄りのない高齢者が成年後見人が必要なレベルになった場合は、地域包括支援センターに相談し、行政の権利擁護担当につないでもらい、市長申立てを依頼します(大半は、施設に入所となります)。
- ④ 身体機能の低下や病状の進行状況を確認し、必要に応じて診療・入院の支援や地域包括支援センターに介護認定調査を依頼します。
- ⑤ 日常生活でのお困りごとをお聞きして、電球や水道パッキン交換、エアコンの温度調節・フィルター清掃も行います。
- ⑥ 福岡市の声の訪問(無料)や緊急通報装置(低所得者は無料)の設置申請を支援します。
- ⑦ 火災保険更新手続きをし忘れるケースが多いため、保険代理店と連携し手続きに関する支援をします。
- ⑧ 独居が困難になった場合は、有料老人ホームへの転居を支援します。
- ⑨ 特に年金生活者については、本人から葬儀・納骨、財産処分についての希望を聞き取り準備をします。



10 退去の支援

退去の支援も様々なケースがあります。

1. 単なる引っ越しや子供と一緒に住むことになった等
2. 入院していたが病状が悪化し、退院の見込みがないため退去

▶ 生活保護受給者の場合

生活保護担当課のケースワーカーに相談します。住宅扶助の支給は原則入院後6カ月を限度としているため退去精算します。また、残置物の処分費用を生活保護課から支給される場合もあるので確認をします。入居者や病院の相談員と話をし、外出可能であれば一時帰宅して、病院へ持っていく物と処分する物を仕分けた後、退去精算を行います。



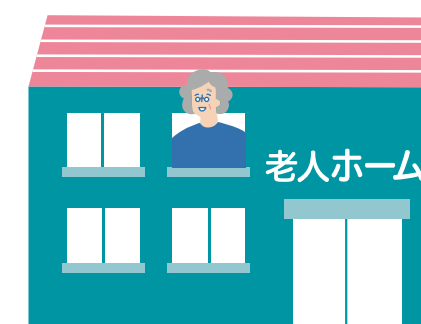
▶ 生活保護受給者以外の場合

親族等身元引受人と連絡可能な場合、退去手続きを身元引受人と話し合い進めます。親族等と音信不通の場合で、長期入院となり入院費と家賃支払いが重複し経済的支障をきたす場合、本人に判断能力があれば話し合いの上、契約解除し退去精算を行います。

3. グループホームや介護付有料老人ホーム等へ転居

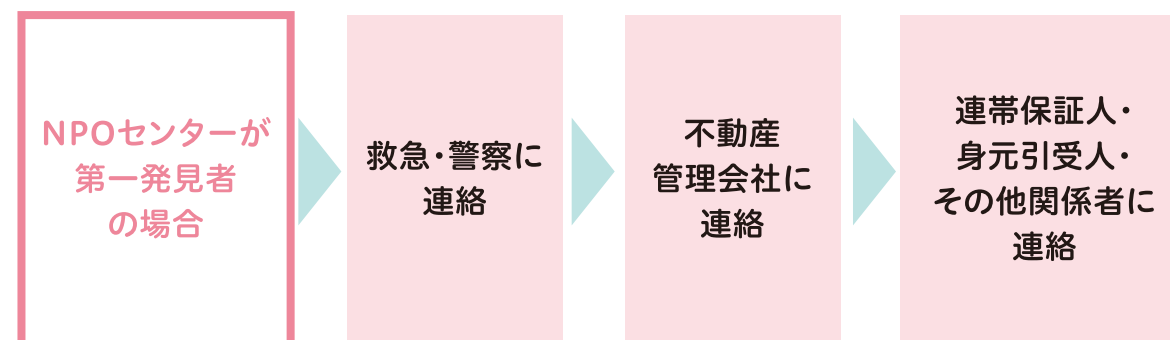
4. 入院後死亡

5. 部屋で死亡(失踪の場合は死亡に準ずる)



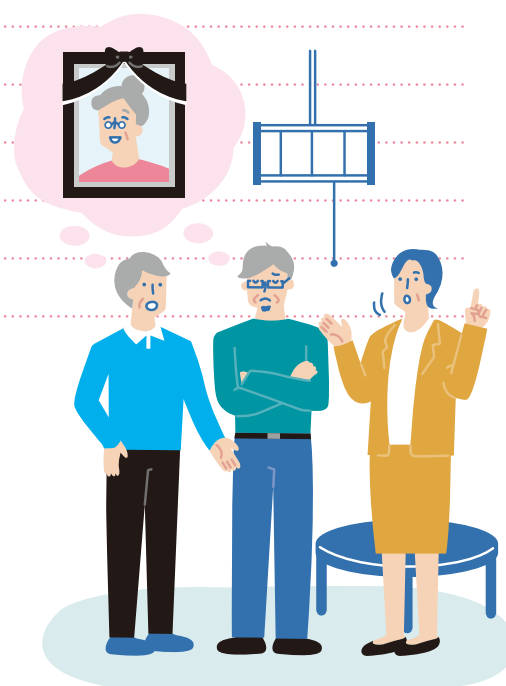
11 死後事務について

入居者が死亡した場合、賃貸借契約は相続され、残置物も相続財産に含まれます。



1. 生活保護受給者の場合（年金＋生活保護を含む）

- ① 生活保護課担当ケースワーカーに連絡し、遺体の引き取りと親族等への連絡を依頼します。
- ② 火葬・納骨については、遺族の方針に従って行います。（関わりを拒否された場合、生活保護課が火葬を行うケースが多い）
- ③ 残置物の処分は、賃貸借契約時に「残置物はNPOセンターが処分する旨の覚書」を締結していますが、実際は相続人に連絡して賃貸借契約を解除して立ち会いを求めるか、全て処分する旨了承を得て行います。
- ④ 室内で死亡した場合は、警察が現金・預貯金通帳・貴重品・印鑑等を回収し、後日、生活保護課に引き渡されます。また、病院で死亡した場合はNPOセンターが現金等を預かる場合があり、その際も生活保護課に引き渡します。



2. 年金生活者の場合

- ① 相続人等に連絡し、遺体の引き取り・賃貸借契約の解除・残置物の処分について打ち合わせをします。
過去の事例で、入居者が病院で死亡した後、親族に連絡をとるも関わりを拒否したため、火葬費用の不足分を行政に依頼したケースがありました。
- ② 残置物の処分は、NPOセンターへ依頼を受けることがほとんどです。処分費用は損害保険で対応します。
- ③ 遺留金品は相続人に引き渡します。

上記は原則で、相続人が不明であったり不存在という場合があります。また、親族には迷惑をかけたくない、連絡してほしいという方もいらっしゃいます。

3. 相続人が不存在等の場合

相続人が不存在の場合、賃貸借契約の解除や相続財産の処分が問題となります。このような場合に備え、NPOセンターでは死後事務委任契約の締結と遺言の作成をお勧めしています。

- ① 死後事務委任契約について
ご本人が希望する終末を迎えられるように、死後事務委任契約の中に賃貸借契約の解除、葬儀・納骨、遺留品の処分についての項目を設けています。費用と報酬については預り金として準備していただいています。
- ② 公正証書遺言・自筆証書遺言保管制度について
財産が少なければ、自筆証書遺言保管制度をお勧めしています。

財産管理等委任契約や任意後見契約も締結できれば尚良いのですが、財産が少ない場合は、費用や報酬が捻出できないため締結は難しいでしょう。
相続人の範囲を知らない方が多いため、戸籍謄本等で相続人の有無や所在を確認しています。

12 メディア掲載・講演実績

新聞記事、雜誌等

2003年	3月15日	ふくおか市政だより「高齢者入居支援大家さん募集」
2003年	7月発行	西部ガスリビング情報誌「アンド」
2004年	2月26日	西日本新聞「ホームレス自立支援へ」
2004年	6月 5日	読売新聞「早良区に介護賃貸住宅」
2004年	10月13日	読売新聞「ホームレスを救え福岡市とNPOが連携」
2006年	12月19日	西日本新聞「高齢者の住宅探し支援」
2024年	11月14日	福岡県宅建協会監修季刊誌「オーナー通信no.71号」
2025年	5月26日	全国賃貸住宅新聞「転貸で要配慮者受け入れ」

テレビ放送

2007年 9月15日 TNCテレビ西日本
土曜NEWSファイル CUBE「高齢者の住宅問題」

講演実績

2008年	5月29日	あんしん賃貸住宅推進協議会主催セミナー(岩手県)
2008年	8月21日	あんしん賃貸住宅推進協議会主催セミナー(愛知県)
2008年	9月 5日	あんしん賃貸住宅推進協議会主催セミナー(広島県)
2008年	10月24日	あんしん賃貸住宅推進協議会主催セミナー(熊本県)
2008年	11月18日	あんしん賃貸住宅推進協議会主催セミナー(福岡県)
2008年	12月15日	あんしん賃貸住宅推進協議会主催セミナー(神奈川県)
2009年	1月14日	全日本不動産協会宮崎県本部・ 不動産保証協会宮崎県本部主催セミナー
2009年	2月26日	あんしん賃貸住宅推進協議会主催セミナー(長崎県)
2014年	12月14日	広島県居住支援協議会主催セミナー
2017年	2月 2日	愛媛県居住支援協議会主催セミナー
2018年	11月22日	福井県居住支援協議会主催セミナー
2018年	12月14日	山梨県居住支援協議会主催セミナー
2022年	10月15日	福岡県主催福岡市居住支援セミナーin福岡
2023年	11月 4日	日管協フォーラム2023(主催:公益財団法人日本賃貸住宅管理協会)
2023年	11月28日	福岡県居住支援フェア(主催:福岡県)
2024年	1月30日	包括的差別禁止シンポジウム(主催:東京弁護士会)
2024年	10月31日	企業が取り組む人権尊重(主催:東京都)

調査表Ⅰ

紹介者

希望日
入居

申込 人	フリガナ				男・女	生 年 月 日		
	氏名					T・S・H 年 月 日生(歳)		
	現住所		〒		TEL			
	本籍							
	勤 務 先	会社名				TEL		
		所在地				勤続年数	年	
		業種		所属課・役職		月収	約	万円
収入源		給料 ・ 年金 ・ 生活保護 ・ 貯金 ・ 仕送り			現在の家賃 円			

入 居 者	続柄	氏名	生 年 月 日	年齢	勤務先/学校名

身 元 引 受 人 等	フリガナ		生 年 月 日		続 柄		
	氏名		年 月 日生(歳)				
	現住所		〒		TEL		
	勤 務 先	会社名				TEL	
		所在地				勤続年数	年
		業種		所属課・役職		月収	約 万円

ご 希 望 物 件	場所	
	家賃	
	広さ	
	ペットの有無	
	車の有無	
	その他	

今回のお引越しが必要となった理由

(家族関係)

※事実と相違する記入事項があった場合、予約及び契約は、即時解除となり一切の金銭は返却いたしません。

調査表Ⅱ

令和 年 月 日現在

名前	誕生日 大正・昭和・平成 年 月 日生 (才)
住所 (〒 —) (TEL — —)	
(経済面)	
☐ 連帯保証人はいますか	いる ・ いない
☐ 収入源は何ですか	給料・年金・預貯金・生活保護・仕送り
年金は受給されていますか	月額概算 円
生活保護は受給されていますか	月額概算 円
現在仕事はされていますか	月額概算 円
☐ 家賃滞納はありますか	ある ・ ない
☐ 現在借金はありますか	ある ・ ない
(健康面)	
☐ 健康状態は良好ですか	良好 ・ 普通 ・ 不安 ・ 悪い
☐ 過去に入院したことはありますか	ある ・ ない
☐ 精神障がいがありますか	ある ・ ない
☐ かかりつけの病院はどこですか	病院
☐ 認知症はありますか	ある ・ ない
(人間関係)	
☐ ご親戚との連絡はとれますか	とれる・緊急時はとれる・とれない
☐ ご家族はいますか	いる ・ いない
☐ 身元引受人はいますか	いる ・ いない
☐ 同居人はいますか	いる ・ いない
☐ 結婚歴はありますか	ある ・ ない
☐ 福岡にご友人はいますか	いる ・ いない
(個人情報)	
☐ 身分証明書はありますか	
運転免許証はありますか	ある ・ ない
健康保険証はありますか	ある ・ ない
マイナンバーカードは持っていますか	ある ・ ない
☐ 住民票はありますか	ある () ・ ない
☐ アルコールは飲みますか	飲む (/日) ・ 飲まない
☐ タバコは吸いますか	吸う (本/日) ・ 吸わない
☐ ギャンブルはしますか	する ・ しない
☐ 薬物使用の経験はありますか	ある ・ ない
☐ 暴力事件の経験はありますか	ある ・ ない
☐ お仕事は何ですか	
(自立性)	
☐ 介護度認定は受けていますか	受けている(支・介) ・受けていない
☐ 障がい者認定は受けてますか	受けている(級) ・受けていない
☐ 一人暮らしはできますか	可能 ・ 少し不安 ・ 不可
☐ 食事の準備は可能ですか	可能 ・ 少し不安 ・ 不可

※内容に不実の記載があった場合、契約は解除します。

Handwriting practice lines on page 25. The page contains 20 horizontal dashed lines for writing practice.

Handwriting practice lines on page 26. The page contains 20 horizontal dashed lines for writing practice.